

国際知財司法シンポジウム2026 模擬裁判事例

I 模擬裁判のルール（ワールド・ワイド・コートの仕組み）

基本説明

ワールド・ワイド・コートは、国際的な特許紛争を一括で処理するための仕組みである。加盟国の裁判官及び代理人が関与し、複数の法域における判断を単一の裁判手続で示すことができる。

例えば、日本及び韓国の裁判官が構成する裁判体において、日本の裁判官が侵害、韓国の裁判官が非侵害と判断した場合には、特許権者は、日本で救済を受けることができるが、韓国では救済を受けることができない。

なお、この手続はフィクションである。

フェーズ1（基本国での冒頭手続・約40分）

基本国（本件では日本）において、当事者は、各15分程度で、事案の概要を含め、自らの基本的な事実上及び法律上の主張を行う（スライドを用いたプレゼンテーション）。

日本では、この手続はいわゆる技術説明会の形式で行うこととされている。

フェーズ2（国際裁判体での口頭弁論・約80分）

基本国（本件では日本）の裁判官2名（うち1人は裁判長）、加盟国（本件では韓国、UPC、米国）の裁判官各1名の合計5名により構成される裁判体が構成される。

当事者も、日本、韓国、UPC及び米国の弁護士各1名による国際代理人チームが構成される。

国際裁判体を構成する裁判官は、自らが所属する法域における法を準拠法として、本件事案について侵害・非侵害の結論を判断する。

国際代理人チームを構成する弁護士は、自らが所属する法域における法に基づいて、当該法域の担当裁判官を説得する。

口頭弁論は、加盟国（本件では韓国、UPC、米国）の裁判官が、順にそれぞれ20分ずつ手続を主宰し、当事者双方に口頭弁論（スライドを用いたプレゼンテーション）を行わせる。裁判官が弁論の途中で介入して質問をするか、弁論の後に質問をするかは、裁判官の裁量に委ねられる。

時間に余裕がある場合には、裁判長が、基本国（本件では日本）の法を準拠法として、当事者に弁論をさせることができる。

判断

口頭弁論が終了した後、裁判長の求めに応じて、国際裁判体を構成する各裁判官が、自らが所属する法域における侵害・非侵害を判断し、結論の札を掲げる。

Ⅱ 事案の概要

Pony 社は、発明の名称を「携帯端末用スタンド」とする発明（以下「本件発明」という。）について、日本国の特許権（以下「本件特許権」という。）を保有している。本件発明は、スマートフォンやタブレット等の携帯端末を机上等で見やすい角度に保持するための携帯端末用スタンドに関するものである。

Donkey 社は、スマートフォンやタブレット等の携帯端末を机上等で見やすい角度に保持するための携帯端末用スタンド（以下「被告製品」という。）を、日本、韓国、欧州及び米国において製造、販売している。

Pony 社は、Donkey 社が被告製品を製造し、販売することは、本件特許権を侵害するものであると主張し、Donkey 社に対して、被告製品の製造及び販売の差止め並びに損害賠償を求める訴えを提起した。

Pony 社は、本件特許権に対応する韓国の特許、欧州統一特許及び米国特許も保有している。これらの特許に関する出願経緯は、全て後述するもの（V）と同一であった。

なお、次の事項を前提とする。

- ・ 当業者にとって、金属性の圧縮コイルばねを金属性の板ばねに置換することは、特許出願時には容易想到ではなかったが、被告製品の販売時には容易想到であった。
- ・ 被告製品に使用されている金属製の板ばねは、一般的な金属製の圧縮コイルばねと同等程度の高い耐久力を有している。



Ⅲ 出願時の特許請求の範囲

- A 携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、を備える携帯端末用スタンドであって、
- B ヒンジ軸の周りに沿って前記ベース部に形成された複数の凹部と、
- C 載置部側から突出し、所定位置で前記凹部に嵌合する凸部と、
- D 前記凸部を付勢する弾性部材と、を有する、
- E ことを特徴とする携帯端末用スタンド。

Ⅳ 補正後の特許請求の範囲

- A 携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、を備える携帯端末用スタンドであって、
- B ヒンジ軸の周りに沿って前記ベース部に形成された複数の凹部と、
- C 載置部側から突出し、所定位置で前記凹部に嵌合する凸部と、
- D' 前記凸部を付勢する金属製の圧縮コイルばねと、を有する、
- E ことを特徴とする携帯端末用スタンド。

Ⅴ 出願経過における補正の経緯

1 拒絶理由通知

引用文献1（特許文献1：特開20XX-XXXXX号公報。後記Ⅶ参照。）記載の発明は、弾性部材であるゴム製ストッパーに設けられた回り止め部としての凸部が載置部側から突出しており、所定位置でゴム弾性によってベース部に形成された凹部に対して付勢された状態に取り付けられている。したがって、引用文献1記載の発明は、載置部側から突出し、所定位置で前記凹部に嵌合する凸部と、前記凸部を付勢する弾性部材と、を有しているといえる。

よって、本願発明は、引用文献1記載の発明と同一であり、新規性がない。

2 特許請求の範囲の補正

請求項1の「弾性部材」を「金属製の圧縮コイルばね」に補正する。

3 補正時の出願人の意見

引用文献1記載の発明のゴム製ストッパーは、経年劣化し、明確なクリック感もない。本願発明は、金属製の圧縮コイルばねの線形的な圧縮・反発という機械的メカニズムを利用する点で相違する。

4 特許査定

補正後の出願については、拒絶の理由を発見しないから、特許査定をする。

VI 本件特許の明細書及び図面

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末を、机上等で見やすい角度に保持するための携帯端末用スタンドに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、携帯端末用スタンドとして携帯端末を載置するプレート状の載置部を、ベース部にヒンジ連結し、載置部の傾斜角を調整できるようにしたものが広く知られている。

【0003】

この種の携帯端末用スタンドは、スマートフォン等の重量によって載置部が倒れてしまわないように、載置部を所望の傾斜角に保持する角度保持機能を備えている。

【0004】

従来の携帯端末用スタンドの角度保持機能は、摺動箇所の摩擦力によって、載置部を任意の角度で保持する構造（摩擦ヒンジ）や、下記特許文献1（特開20XX-XXXXXX号公報）に開示されるような、載置部とベース部との間のヒンジ連結部にシリコンゴム等のゴム製ストッパーを介在させて、弾力（反発力）によって載置部を任意の角度で保持できるようにした構造のものが一般的であった。

【先行技術文献】

【0005】

特許文献1：特開20XX-XXXXXX号公報（ゴム製ストッパーによる保持機構）

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、摩擦力を利用して載置部を保持する従来の携帯端末用スタンドは、角度調整を繰り返すことにより摺動箇所が摩耗し、次第に摩擦力を維持することができなくなり、載置部を所望の角度で保持できなくなるという問題があった。また、特許文献1に開示されるゴム製ストッパーの弾力を利用する従来スタンドも、ゴム素材特有の経年劣化によって次第に弾力が失われ、載置部を所望の角度で保持できなくなるという問題があった。

【0007】

そこで、本発明の主たる課題は、部材の摩耗や素材の経年劣化による保持力の低下がなく、強固で安定した角度保持機能を発揮する、携帯端末用スタンドを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記の課題を解決した本発明の携帯端末用スタンドは、
携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、を備える携帯端末用スタンドであって、
ヒンジ軸の周りに沿って前記ベース部に形成された複数の凹部と、
載置部側から突出し、所定位置で前記凹部に嵌合する凸部と、
前記凸部を付勢する弾性部材を有する、
ことを特徴とする。

【0009】

この本発明の携帯端末用スタンドは、所定位置において、弾性部材によって付勢された凸部が瞬時に凹部に嵌合し、カチッとクリック感をもって強固に固定され、載置部が所定の角度に保持される。

【発明の効果】

【0010】

本発明によれば、部材の摩耗や素材の経年劣化による保持力の低下がなく、強固で安定した角度保持機能を発揮する、携帯端末用スタンドが提供される。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】 本発明に係る携帯端末用スタンドの斜視図である。

【図2】 本発明に係る携帯端末用スタンドの載置部とベース部との連結部分の分解斜視図である。

【図3】 本発明に係る携帯端末用スタンドの載置部とベース部との連結部分の他の分解斜視図である。

【図4】 本発明に係る携帯端末用スタンドの載置部とベース部との連結部分の一部断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

以下に、本発明の携帯端末用スタンドの実施形態を、スマートフォンスタンドを例に図面を参照しながら詳述する。

【0013】

本実施形態のスマートフォンスタンド（以下、スタンドともいう）の使用時の一形態を図1に示す。本実施形態のスタンド1は、スマートフォンが載置される載置部10と、机上等に置くためのベース部20とを備えており、これらがヒンジ連結されている。このスタンド1は、ベース部20を介して机上等に置いた際に、ベース部20から載置部10が立設するように位置し、その載置部10の傾斜角Rが調整可能となっている。

【0014】

本実施形態の載置部10は、スマートフォンの背面が載る載置面11と、スマートフォンの下部が載る一対の載置片12、12とを有しており、両側下縁部にはヒンジ軸30を通すための挿通孔13が形成された筒状部10A、10Aが設けられている。

【0015】

前記載置面11はスマートフォンの背面側に接して支持する部分であり、図示

の形態では平面に形成されている。この載置面 1 1 には例えばスマートフォンが滑り落ちないようにシート状のゴム製滑り止め材を貼付したり、表面を粗面化するなどしたりして滑り止め加工を設けたりすることができる。

【0016】

前記一对の載置片 1 2, 1 2 は幅方向に間隔をあけて載置面 1 1 から突出するように設けられており、スマートフォンを載置した状態でスマートフォン下部に形成された充電孔に充電ケーブルを差し込めるように配されている。

【0017】

前記挿通孔 1 3 は、筒状部 1 0 A を貫通するように設けられており、載置部 1 0 の側縁側の開口はキャップ 1 4 によって封止されている。

【0018】

本実施形態のベース部 2 0 は、ヒンジ軸 3 0 を通すための挿通孔 2 3 が形成された筒状部 2 0 A を有し、この筒状部 2 0 A からスタンド 1 を卓上に安定的に設置するための基台部 2 0 B が背面側に向かって延在するように形成されている。本実施形態のスタンド 1 では、基台部 2 0 B は、平板状とされているが、卓上に安定的に置くことができる形状であれば基台部 2 0 B の形状はこれに限定されない。

【0019】

本実施形態の載置部 1 0 及びベース部 2 0 の素材は限定されない。プラスチック素材をモールド成形するなどして形成することができる。ベース部 2 0 には、錘などを適宜の位置に取り付けて、スマートフォンを載置面 1 1 に置いた際の安定性を高めるようにしてもよい。

【0020】

本実施形態のヒンジ軸 3 0 は、金属製の棒状体である。本実施形態のスタンド 1 は、載置部 1 0 の筒状部 1 0 A, 1 0 A とベース部 2 0 の筒状部 2 0 A とが、それぞれの端面 1 0 a, 2 0 a を突き合わせて互い違いに配置され、双方の挿通孔 1 3, 2 3 にヒンジ軸 3 0 が挿通されることでヒンジ連結されている。なお、本実施形態のヒンジ軸 3 0 は、載置部 1 0 及びベース部 2 0 と別体であるが、ヒンジ軸 3 0 は、必ずしも載置部 1 0、ベース部 2 0 と別体である必要はない。図示はしないが、例えば、載置部又はベース部の筒状部の端面から突出するように一体的に凸状にヒンジ軸を形成してもよい。

【0021】

ここで、本実施形態のスタンドは、特に図 2 ～ 4 に示す、特徴的な角度保持機能を有している。この角度保持機能は、主にベース部 2 0 に形成された凹部 4 2, 4 2 … と、載置部 1 0 に配置された凸部 4 1 及び弾性部材 4 3 によって構成される。

【0022】

本実施形態の凹部 4 2 は、図 2 及び図 4 に示されるように、開口部が円形で底部が半球状をなしており、ベース部 2 0 の筒状部 2 0 A の端面 2 0 a にヒンジ軸 3 0 の周りに沿って複数個所に形成されている。図示の形態では凹部 4 2 が三つ形成されている例を示しているが、凹部 4 2 の数はこれに限定されない。

【0023】

本実施形態の凸部 4 1 及び弾性部材 4 3 は、図 2 及び図 4 に示されるように、載置部 1 0 の筒状部 1 0 A に形成された収容部 1 5 内に保持されている。本実施形態の収容部 1 5 は、筒状部 1 0 A に形成された、前記挿通孔 1 3 と軸方向が一致する貫通孔であり、前記キャップ 1 4 によって一方開口部が封止されている。この収容部 1 5 は、前記凹部 4 2 が形成されている位置と軸方向で同一線上となる位置

で凸部４１を保持し、凸部４１を凹部４２に対して嵌合可能な位置に配置する。収容部１５の形状や深さは適宜に設計することができる。

【００２４】

本実施形態の弾性部材４３は、例えば、図２及び図３に示されるように、金属製の圧縮コイルばねである。圧縮コイルばね４３は、収容部１５に収容されており、収容部１５の内周面にガイドされることで、ヒンジ軸３０の軸方向に圧縮され、凸部４１を、ベース部２０の筒状部２０Ａの端面２０ａ側に向かって付勢する。

【００２５】

本実施形態の凸部４１は、図２～図４に示されるように、前記凹部４２の形状に対応するように先端側が略半球状をなしており、弾性部材４３によって付勢された状態で収容部１５に収容される。凸部４１は、その一部が筒状部１０Ａの端面１０ａから突出可能に保持され、その突出位置は、ヒンジ軸３０の軸心からの距離が、凹部４２と等距離となる位置となっている。この凸部４１は、載置部１０の角度調整にともなって収容部１５に保持された状態でヒンジ軸３０の軸心回りに沿って移動し、凹部４２と対面しない位置では、ベース部２０の筒状部２０Ａの端面２０ａに押されて弾性部材４３の付勢力を高め、凹部４２と対面する所定位置において凹部４２に嵌合する。なお、凸部４１の先端形状は限定されないが、本実施形態のように先端側を半球状とすることにより、角度変更時に凹部との嵌合が無理なく外れて弾性部材を押し返しやすくなり、角度変更操作がしやすいものとなる。また、凸部４１の素材は限定されないが、金属製、プラスチック製など硬質素材であるのが望ましい。

【００２６】

本実施形態のスタンド１は、載置部１０をヒンジ軸３０の回りに回動させると、所定の位置で凸部４１がいずれかの凹部４２と対面し、その際に弾性部材４３の復元力によって、凸部４１が瞬時に凹部４２に嵌り、載置部１０がその位置で強固に固定され保持される。

【００２７】

上記詳述のとおり、本実施形態のスタンド１は、摺動やゴム素材の弾力に依存せず、弾性部材４３による凸部４１と凹部４２との嵌合によって載置部１０の角度が固定されるため保持力が低下することがない。

【符号の説明】

【００２８】

１…スマートフォンスタンド

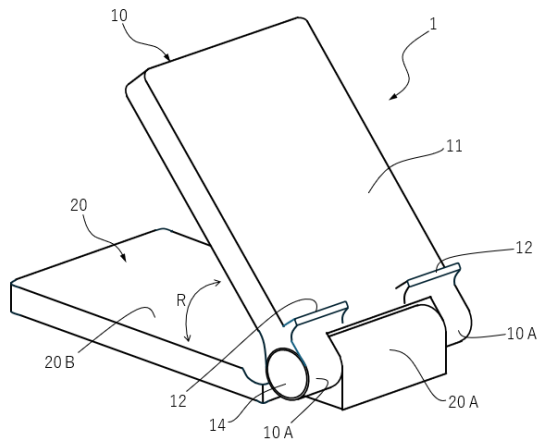
１０…載置部、１０Ａ…載置部側の筒状部、１０ａ…載置部側の筒状部の端面、１１…載置面、１２…載置片、１３…載置部側の挿通孔、１４…キャップ、１５…収容部

２０…ベース部、２０Ａ…ベース部側の筒状部、２０ａ…ベース部側の筒状部の端面、２０Ｂ…基台部、

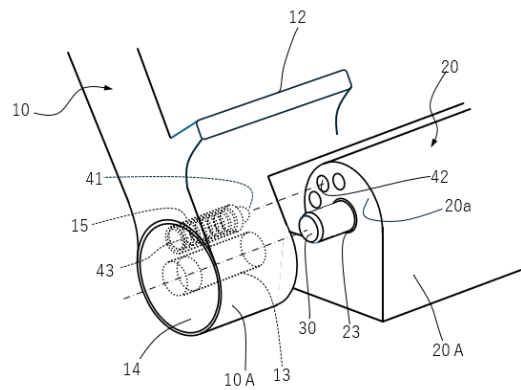
３０…ヒンジ軸、

４１…凸部、４２…凹部、４３…弾性部材。

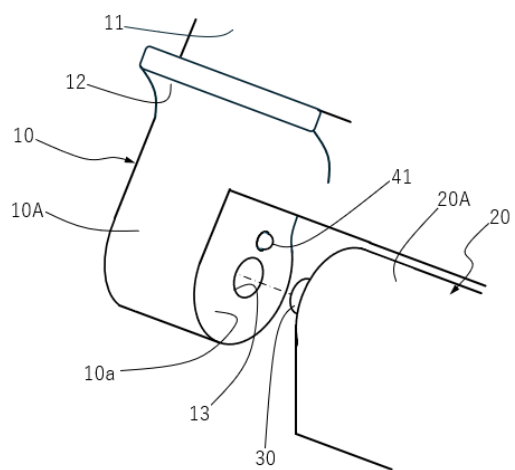
【図1】



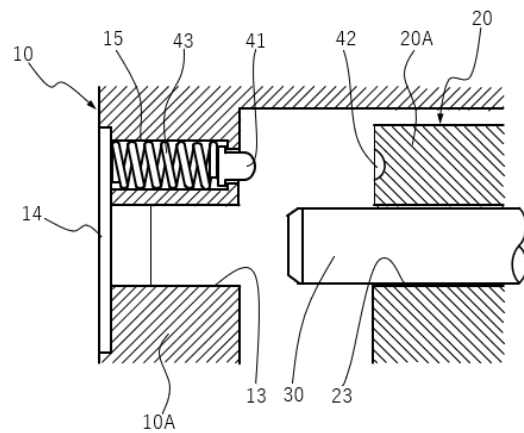
【図2】



【図3】



【図4】



Ⅶ 特許文献１（特開２０ＸＸ－XXXXXX号公報）の記載

〔０００Ｘ〕

本実施形態のスマートフォンスタンドは、載置部１１０とベース部１２０とで構成され、載置部１１０に形成された回転軸１３０が、ベース部１２０に形成された凹部１２３に回動自在に嵌合することでヒンジ連結されている。

〔０００Ｘ〕

本実施形態のスマートフォンスタンドは、載置部１１０とベース部１２０との間に、載置部１１０を適宜の角度で保持するためのゴム製のストッパー１４０が配されている。

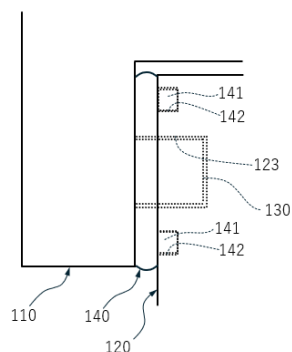
〔０００Ｘ〕

このゴム製のストッパー１４０は、例えば、シリコンゴム、ポリウレタンゴム等のゴム弾性を有する素材で形成され、載置部１１０とベース部１２０との間に挟まれ圧縮されて弾性変形した状態で取り付けられている。ゴム弾性の復元力によって載置部１１０の角度が適宜の角度で保持される。

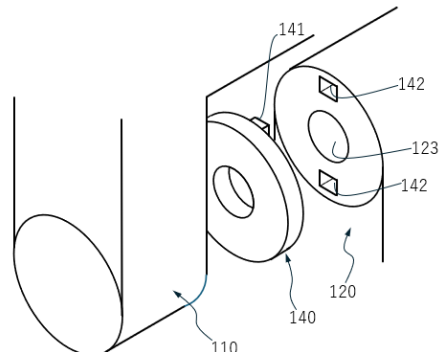
〔０００Ｘ〕

また、このゴム製ストッパー１４０は、回り止め凸部１４１、１４１が複数個所に形成されており、この回り止め凸部１４１、１４１が、ベース部１２０に形成された複数の回り止め凹部１４２、１４２に各位置で嵌り、ゴム弾性によって凹部に圧接することで、載置部１１０とともに回転しないように構成されている。

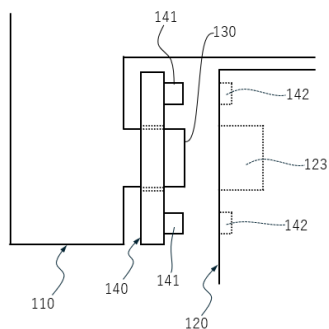
〔図１〕



〔図２〕



〔図３〕



Ⅷ 被告製品の構成

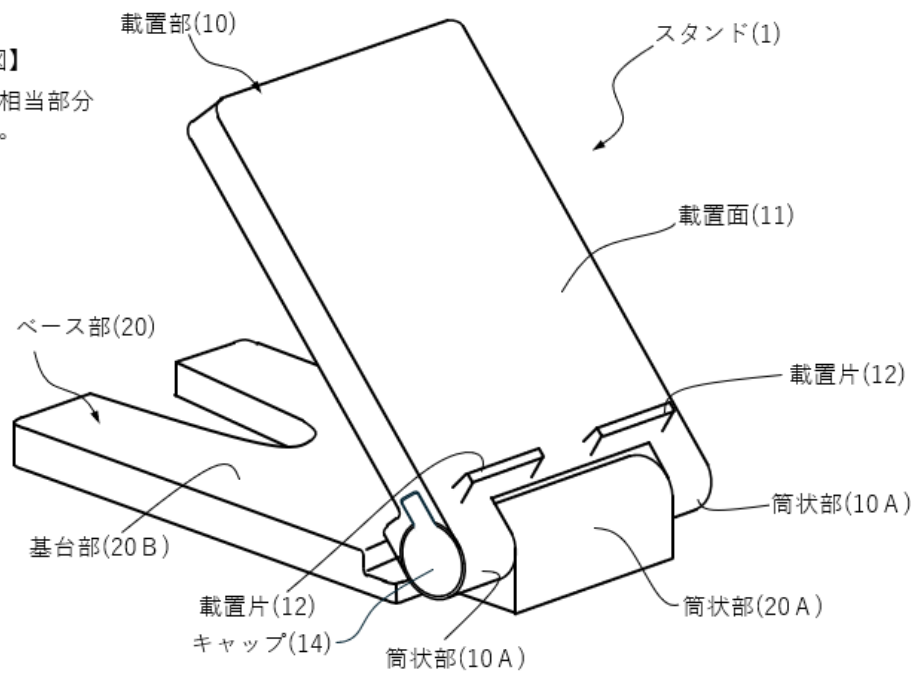
- a 被告製品は、携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、を備える携帯端末用スタンドであって、
- b ヒンジ軸の周りに沿って前記ベース部に形成された複数の凹部と、
- c 載置部側から突出し、所定位置で前記凹部に嵌合する凸部と、
- d 前記凸部を付勢する金属製の板ばねと、を有する、
- e ことを特徴とする携帯端末用スタンドである。



被疑侵害品

【全体斜視図】

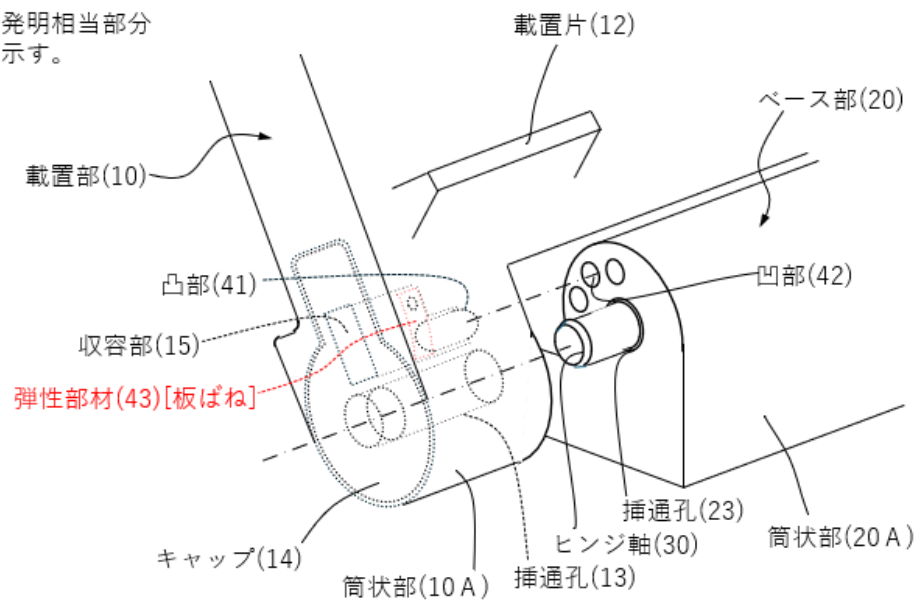
※符号は本件発明相当部分を
同じ符号で示す。



被疑侵害品

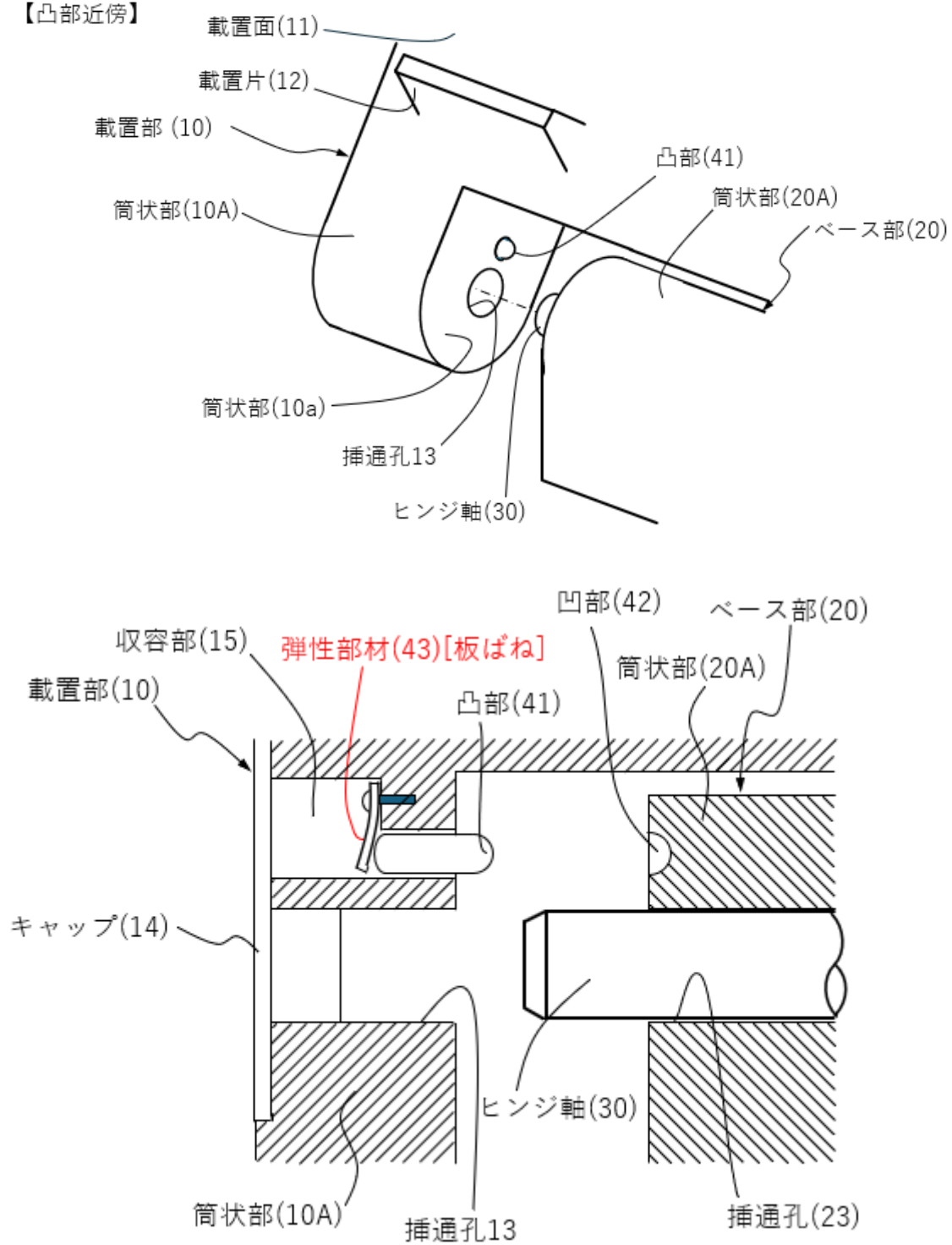
【凹部近傍】

※符号は本件発明相当部分
を同じ符号で示す。



被疑侵害品

【凸部近傍】



IX 当事者の基本的な主張

1 原告（特許権者）の基本的な主張

被告製品は、本件発明の構成要件A、B、C及びEを充足する。

本件発明の構成要件D'について、本件発明が「金属製の圧縮コイルばね」を有するのに対し、被告製品が有するのは「金属製の板ばね」である点において相違する。

しかし、この相違点は、金属製のばねの反発という機械的メカニズムを用いて凸部を付勢し、経年劣化を防ぎつつ明確なクリック感を得るという、本件発明の本質的部分に関わらない相違点である。被告製品においても、本件発明と同一の作用効果を奏する。

クレームを「弾性部材」を「金属製の圧縮コイルばね」に補正したのは、「弾性部材」のうち先行特許文献に記載された「ゴム製ストッパー」を除外する趣旨であって、「金属製の板ばね」を除外する趣旨ではない。

よって、被告製品は、本件発明と均等なものとして、その技術的範囲に属する。

2 被告（被疑侵害者）の基本的な主張

被告製品が本件発明の構成要件A、B、C及びEを充足することは認める。

本件発明の構成要件D'について、本件発明が「金属製の圧縮コイルばね」を有するのに対し、被告製品が有するのは「金属製の板ばね」である点において相違する。

本件発明は、課題解決という点において、従来技術と比較した貢献はほぼないといってよいから、本件発明の本質的部分はクレーム文言の「金属製の圧縮コイルばね」に限定される。したがって、「金属製の板ばね」を用いている被告製品は、本件発明と、本質的部分において異なるというべきである。

本件発明は、当初のクレームである「弾性部材」を「金属製の圧縮コイルばね」に補正したことにより特許されるに至ったものであり、「金属製の圧縮コイルばね」以外の「弾性部材」は、本件発明の技術的範囲から除外されたというべきである。

よって、「金属製の板ばね」を備える被告製品が、本件発明と均等なものとしてその技術的範囲に含まれるということはない。

以 上